

大熊町 移住定住支援体制整備等委託業務 仕様書

1 業務の目的

大熊町では、「大熊町第二次復興計画改訂版」(平成31年3月)において、「避難先及び大熊町内での安定した生活」と「帰町を選択できるとともに、町外からも人が来なくなる環境づくり」という2つの計画理念に基づき各復興事業等を進めている。

当町のまちづくりにおいて、新規住民の獲得をしていくことも重要な課題であるため、帰還・移住等環境整備推進法人の指定を受けている一般社団法人おおくままちづくり公社と連携して移住定住施策等を実施していく計画であるが、町の大部分の避難指示が現在も継続していること等により他市町村に比べ復旧復興事業の負担が大きいなど、移住定住施策の企画検討や展開がマンパワー不足により実行できないと共に、知識、経験、ノウハウも圧倒的に不足している。

そこで、令和3年度では移住定住施策を推進する上での人材確保・育成など業務体制の整備を図るため、「大熊町移住定住支援体制整備等委託業務」(以下、「本業務」という。)を実施する。

2 業務概要

- (1) 委託業務名 大熊町移住定住支援体制整備等委託業務
- (2) 委託期間 契約締結日から令和4年3月31日まで

3 委託業務内容

- ◆移住定住に関する施策や業務等に長けた人材の獲得
 - (1) 人材に求める業務やスキル等の洗い出しや整理
 - (2) 採用要件や定義の検討及び整理
 - (3) 採用戦略の策定 及び 実行
 - (4) 求人票の作成、書類選考や採用面接に係る支援
 - (5) 人材採用後の研修や育成
- ◆移住定住に関する取り組み等の検討
 - (1) 推進体制組織案の作成
 - (2) 移住定住に関する施策の企画立案
 - (3) 移住定住施策等に関する先進事例の調査
- ◆その他
 - (1) 移住定住施策の推進に関すること

4 提出書類

受託者は、次の書類を町が指定する日までに提出しなければならない。

- (1) 委託業務着手届 (別記第1号様式) 1部
- (2) 委託業務完了届 (別記第2号様式) 1部
- (3) 業務完了報告書 (中間・最終共に自由様式) 1部

5 契約に関する条件等

(1) 機密保持

受託者は、本契約中に知り得た情報を他に漏洩してはならない。

(2) 再委託について

ア 受託者は、本契約の全部又は一部を第三者に委託してはならない。

ただし、予め書面により町の承諾を得た場合にはこの限りではない。

イ 承諾された場合であっても、受託者が負担する義務と同等の義務を当該委託先に負わせるものとする。

6 その他

(1) 本仕様に定めのない事項等

受託者は本業務委託の実施にあたり、不明な点や変更点、本仕様等に定めのない事項が発生したときは、町と協議の上、決定するものとする。

(2) 留意事項

ア 本業務委託に係る書類については、他の業務と混同しないよう区分し保管すること。

イ 関係書類等については本業務委託終了年度から5年間保管すること。

ウ 受託者は、本業務委託に係る会計実地検査が実施される場合には、町に協力しなければならない。

エ 本業務委託に関連し、受託者の故意又は過失等受託者の責により町に損害が生じた場合には、受託者は町に対してその損害を賠償しなければならない。

オ 本業務委託により得られた知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラム、データベースに関わる著作権等権利化された無体財産権及びノウハウ等）は発注者に帰属する。

別記第1号様式（仕様書4（1）関係）

委託業務着手届

令和 年 月 日

大 熊 町 長 様

受託者 住所
名称
代表者 印

令和 年 月 日付で締結した下記委託業務は、令和 年 月 日付で着手しましたので届け出ます。

記

1 業 務 名

2 委託料の額 金 円
(うち消費税及び地方消費税の額 円)

3 委託期間 着 手 令和 年 月 日
履行期限 令和 年 月 日

別記第2号様式（仕様書4（2）関係）

委託業務完了届

令和 年 月 日

大 熊 町 長 様

受託者 住所
名称
代表者 印

令和 年 月 日付で締結した下記委託業務は、令和 年 月 日完了しましたので、
届け出ます。

記

1 業 務 名

2 委託料の額 金 円
(うち消費税及び地方消費税の額 円)

3 委託期間 着手 令和 年 月 日
完了 令和 年 月 日